

2025 年度 認定臨床微生物検査技師（CMTCM）制度 受験申請の手引き

認定臨床微生物検査技師制度協議会 会長 松本 哲哉

1. 目的

認定臨床微生物検査技師制度（以下、本制度という）は、臨床微生物学と感染症検査法の進歩に呼応して、これらに関連する臨床検査の健全な発展普及を促し、有能な認定臨床微生物検査技師の養成を図り、より良質な医療を国民に提供することを目的としている。

2. 申請資格

- 1) 日本国の臨床検査技師免許証を有し、臨床検査技師として相応しい人格および臨床検査全般にわたる広い識見を備えていること。
- 2) 臨床微生物学検査（感染症検査）に関する基本的な技術を有すること。
- 3) 認定研修施設において、協議会の定めた教育目標を遵守した研修を5年以上の期間にわたって行っていること。ただし、認定研修施設に勤務していない申請者は別途考慮する。
臨床微生物学教育を担当する教員は、教育期間を上記研修の代替として認める。
認定研修施設に勤務していない申請者は、指定講習会の受講をもってこれに代える。
- 4) 臨床微生物学に関する筆頭者としての論文発表が1編以上、臨床微生物学または感染制御に関する筆頭者としての学会発表が3回以上あること。なお、学会発表3回は異なる演題、内容であり、2回以上は臨床微生物学であること。論文は、採択（accept）された証明があれば認める。採択の証明は、雑誌によって異なるので形式は問わず、Eメールによる通知も認める。
学会・雑誌に関しては受験・更新に関する細則に定める。
論文発表は「投稿論文」、学会発表は「一般演題」とする。出版社や企業等からの依頼原稿、シンポジウム、精度管理事業報告等は不可とする。

3. 申請書類一式の入手

申請に必要な書類一式（認定申請書 1, 2, 3）は、日本臨床微生物学会ホームページ（<https://www.jscm.org/>）からダウンロードする。

4. 申請手続き

- 1) 申請書類を整え、原本とコピー1部を認定臨床微生物検査技師制度協議会事務局へ送付（簡易書留・レターパックプラスまたは宅配便）すること。
- 2) 申請料 15,000 円は銀行振込で前納し、支払金受領書のコピーを同封すること。

5. 申請書類

- 1) 認定臨床微生物検査技師受験申請書（様式1）とコピー1部
※協議会からの通知は、原則、勤務先へ郵送されるので、施設名だけでなく所属部署まで記載すること。
- 2) 認定臨床微生物検査技師受験申請用業績目録（様式2）とコピー1部
- 3) 業績目録の証明となるすべての別刷および抄録号のコピー2部（A4判）
- 4) 臨床検査技師免許のコピー2部（A4判）
- 5) 微生物検査従事証明書（様式3）とコピー1部（A4判）
- 6) 申請料振込受領書のコピー2部（A4判）
- 7) 申請書類受領連絡用はがき1枚（官製はがきの表面に申請者の住所・所属・氏名を記入）

6. 申請受付期間

2025 年 6 月 1 日～30 日（消印有効）

7. 申請書類送付先（必ず「簡易書留・レターパックプラスまたは宅配便」とする）

〒141-0022 東京都品川区東五反田 4-7-25 TY ビル 3 階
認定臨床微生物検査技師制度協議会事務局

8. 申請料の送金先

銀行振込先：三井住友銀行目黒支店「普通 6739181 認定検査技師制度係」

9. 審査方法

- 1) 申請書類の受験資格審査
- 2) 筆記試験（英文和訳含む）および実技試験

10. 指定講習会、筆記・実技試験

- 1) 申請書類に基づき受験資格審査を行い、受験資格者にはその旨を 8 月中旬に通知する。
- 2) その旨が通知され次第、試験料・指定講習会受講料 20,000 円を銀行振込で前納すること。
なお、認定研修施設に勤務する指定講習会の受講を希望しない受験者も同額とする。
- 3) 認定研修施設に 5 年以上勤務していない受験資格者は、指定・地域講習会実行委員会が開催する指定講習会を受講する必要がある。
- 4) 認定研修施設に 5 年以上勤務している受験資格者は、指定講習会の受講は任意とする。
- 5) 指定講習会 日程：2025 年 指定する期間内に講義の録画ファイルを視聴
- 6) 筆記・実技試験 日程：2025 年 10 月 会場：東京（予定）
 - ・筆記試験：臨床微生物学（感染症学）に関する基礎知識および指定カリキュラムに含まれる基本的な臨床微生物学的検査法等および英文和訳
 - ・実技試験：微生物検査の基本的かつ重要な技術試験
Gram 染色および鏡検，分離培地の観察からの菌種推定，主要な病原微生物の同定（生化学的性状と免疫血清学的検査），薬剤感受性検査および薬剤耐性の推定

11. 合否発表

指定講習会および試験終了後 1 か月以内に合否の結果を郵送で通知する。

12. 登録

合格者は登録料 20,000 円を納付し，認定臨床微生物検査技師の登録後に認定証が交付される。
なお，登録は合格通知後 1 か月以内を期限とする。

13. その他

- 1) 提出書類は，すべて A4 判の大きさに提出すること。
- 2) 本認定制度は更新制（5 年）である。
- 3) 提出書類は返却しない。
- 4) 原則として，再申請する場合は再度申請の手続き（書類提出，申請料納付）が必要である。
- 5) 受験資格者が試験料・指定講習会受講料を納めず受験しない場合は，1 年間受験資格を停止する。
- 6) 本認定制度に関しては，協議会事務局まで文書にて問い合わせること。

以 上